

差別問題等発生時の初期対応について

宇城市立豊川小学校

宇城管内小中学校において、差別発言や差別的行動など、差別事象が起きた場合の対応マニュアルが作成されています。

ご家庭や地域でも「すべての方の人権を大切にしなければいけない」と、お子様にご指導していただいていることと存じます。学校でも5年生の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」をはじめ、さまざまな人権学習を推進しているところです。

しかしながら、子どもたちをとりまく社会全体では、まだまだ人権意識や人権感覚には個人差や格差があります。また、子どもたち自身も人権感覚が十分に育っていない場合には、差別的な発言をしてしまうこともあるかもしれません。

子どもたちを社会のさまざまな差別的な事象から守り、子どもたちを健全に育成するために、万が一このような事象が発生した場合には、早急な対応が重要となってきます。

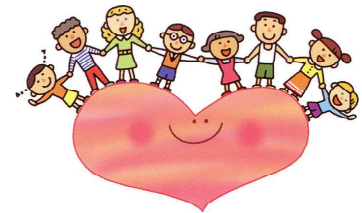
そこで、宇城管内小中学校では、マニュアルを作成し共通理解・実践を図っています。

つきましては、再度マニュアルの概要についてお読みいただき、もしもこのような事象が発生した場合には、学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。

<ケース1> 自校関係者内で起きた場合

◎ 差別発生時の初期対応、状況を的確に判断し、このマニュアルに沿って冷静に対処する。

- (1) 報告…差別発言発生 → 児童等、自校関係者は → 担任・人権教育主任に報告。
- (2) 事実確認 ①…担任・人権教育主任は → 当該児童等から → 事実確認。
事実確認 ②…当該者が、児童等でない場合は → 人権教育主任と教頭で事実確認。
※差別の状況の正確な聴取：「5W1H」「いつ」「どこで」「だれから（だれに）」「どのような場面で」「どんな内容か」を行う。
- (3) 連絡…校長・教頭に事実連絡（時刻、相手、場所、概要等）
※児童等の場合は、当該保護者へ連絡。
- (4) 指導…当該者が児童等の場合は → 児童等に対して指導。
※児童等でない場合は、校長が指導。
- (5) 速報…校長は、当該教育委員会等へ電話で速報。
※教育委員会からネットワークにより連絡。



<ケース2> 自校関係者外で起きた場合…省略

◎ 保護者への対応

- (1) 校長・引率者・担任・人権教育主任は、当該児童等の保護者を訪問し、事実関係説明。
- (2) 当該児童等の心のケアが必要な場合は、保護者の同意を得て当該保護者と共に心のケアを実施。
- (3) 必要に応じて、校長は当該校のすべての保護者に事実関係及び今後の方針を説明。

このマニュアルは、重大な人権侵害事案の場合を想定し、設定されたものです。
こういったマニュアルを使わないですむような、差別のない明るい社会を築いていかなければならないと思います。